

第3部 国際協力の推進

我が国は、水銀汚染により引き起こされた水俣病の経験国として、過去の経験と教訓を活かし、他国の公害被害の未然防止に貢献できるよう、これまで積極的に国際協力を実施してきました。ここでは、我が国が果たしてきた国際的なイニシアティブや国際貢献について紹介します。

国際的イニシアティブ

廃棄物管理分野における UNEP 水銀パートナーシップのリード

UNEP においては、2005 年の UNEP 管理理事会の決議を受けて、各国政府、NGO、企業等による自主的な水銀放出削減を推進する取組として UNEP 水銀パートナーシップが開始され、現在は以下の 8 分野でパイロットプロジェクト、意識啓発、ガイダンス作成などの活動が実施されています(表 10 参照)。

そのうち、水銀廃棄物管理分野のパートナーシッププログラムでは、我が国がリードを務め、途上国等における水銀廃棄物の処理の際に参考となるよう、水銀廃棄物管理に関する優良事例を取りまとめた文書の策定を主導するなど、パートナーシッププログラムに積極的に貢献しています。

表 10 UNEP 世界水銀パートナーシップ 各分野の取組

分野名	リード国・機関	活動概要
塩素アルカリ分野における水銀削減	米国環境保護庁 (USEPA)	塩素アルカリ工業からの水銀排出削減に向けたインベントリーの作成等
製品中の水銀削減	米国環境保護庁 (USEPA)	製品への水銀使用の削減や製造工程等からの水銀排出削減のためのパイロットプロジェクト、意識啓発等
人力小規模金採掘における水銀管理	国連工業開発機関 (UNIDO) Natural Resources Defense Council	人力小規模金採掘における水銀の利用と放出の削減・廃絶に向けたパイロットプロジェクト等
石炭燃焼における水銀管理	国際エネルギー機関 (IEA) Clean Coal Centre	石炭燃焼による水銀排出削減のためのガイダンス作成等
水銀の大気中移動・運命研究	イタリア政府研究機関 CNR - Institute of Atmospheric Pollution Research	水銀の国際的な排出源や大気中移動・運命についての科学的な情報の増進、情報交換等
廃棄物管理	田中勝 (リード) 日本国環境省	水銀廃棄物からの水銀放出削減のための優良事例集の作成、パイロットプロジェクト等
水銀の供給と貿易	スペイン、ウルグアイ	水銀供給の削減や水銀の環境上適正な保管促進に向けたパイロットプロジェクト等
セメント産業からの水銀排出	Cement Sustainability Initiative	水銀排出インベントリーの作成、水銀排出最小化技術の把握と利用促進、産業界の意識啓発等を実施予定

バーゼル条約技術ガイドラインの作成

我が国は、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの作成作業を締約国、専門家、NGO等との協力のもと主導しました。同ガイドラインは平成23(2011)年10月に開催されたバーゼル条約第10回締約国会議において採択されました。



その他の国際貢献

JICAによる開発途上国支援

独立行政法人国際協力機構(JICA)では、ブラジルの「タパジヨス川流域メチル水銀に関する保健監視システム強化プロジェクト」、カザフスタンの「ヌラ川流域水銀環境モニタリングプロジェクト」等をはじめとする技術協力プロジェクトや、「有害金属等汚染対策」や「水俣病の経験と教訓」等をテーマとして取り上げた研修コースを実施するなど、水銀対策に係る行政及び関連組織の人材育成に積極的に取り組んでいます。

水銀に関する水俣条約の制定と早期発効に向けた取組

前述したように、平成22(2010)年5月に、鳩山総理(当時)は、水俣病犠牲者慰霊式に歴代総理大臣として初めて出席し、「祈りの言葉」を述べました。その中で、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が、世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に貢献していくこと、そのための第2回政府間交渉委員会(INC2)を我が国で開催することに加え、最終的にこの条約の採択と署名を行うために平成25(2013)年頃に開催される外交会議についても我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付け、水銀汚染の防止への取組を世界に誓いたいとの決意が述べられました(参考資料3参照)。

平成22(2010)年6月にスウェーデンで開催された水銀条約の制定に向けた第1回政府間交渉委員会(INC1)に続き、第2回政府間交渉委員会は日本がホストして千葉県千葉市で開催され、開会式における水俣病の映像上映、語り部の講話などにより日本の水銀対策の経験や教訓を発信しました。その後、第3回政府間交渉委員会から本格的な条約条文案の議論が始まり、平成25年(2013)年1月にスイス・ジュネーブで開催された第5回政府間交渉委員会(INC5)において条約条文案に合意するとともに、我が国の提案を踏まえて、条約の名称を「水銀に関する水俣条約」(Minamata Convention on Mercury)とすることが決定されました。

条約交渉の過程において、我が国はアジア太平洋地域のコーディネーターとして、同地域の意見のとりまとめ等を通して議論の進展に貢献してきました。また、我が国は、EU及びジャマイカと協力して水銀含有製品と水銀使用製造プロセスに関する規制内容や規制対象リストに関する情報収集や検討を主導し、非公式会合を開催するとともに、具体的な規制内容をCRP(会議配布文書)として提案し、条文作成に貢献しました。

条約の早期発効のためには、できるだけ多くの途上国が早期に条約を批准し、取組を推進できるよう、資金面・技術面の支援が必要です。我が国はINC5において条約発効までの移行期間における途上国の支援のために資金を拠出する用意があることを既に表明しており、今後具体的な仕組み作りを進める必要があります。